

平成27年12月25日

会員各位

2016年ゴルフ規則主要な変更点について

競技委員会

平成28年1月1日よりゴルフ規則の一部が変更され新年杯競技より適用されます。主な変更点は次記のとおりです。

記

以下(財)日本ゴルフ協会資料

ゴルフ規則

規則 3-3. 処置についての疑問

この規則は次のさらなるガイダンスを規定するために修正された。

1. 処置の方法が不明確で2つの球をプレーすることを決定した競技者のための処置；および
 2. 委員会がそのような状況でどちらの球をカウントするのかを決定する方法。
- 加えて、この規則はどちらの球に対して使用された処置についても規則が認めない場合にどちらの球をカウントするかのガイダンスを規定するために拡大された。

規則 6-6d.例外 スコアの誤記

この新しい例外は、競技者がスコアカードを提出する前に罰を受けていたことを知らなかつたために、1打または複数の罰打を含めなかったことにより、どのホールであっても実際よりも少ないスコアを提出していた場合、競技者は競技失格とはならないことを規定している。その代わりに、競技者は該当する規則に基づく罰と、その競技者が規則 6-6d の違反をした各ホールに2打の追加の罰を受ける。

規則 14-1b. クラブのアンカリング

ストロークを行っている間に「直接的」に、あるいは「アンカーポイント」を用いることによって、クラブをアンカーすることを禁止するために新しい規則が導入された。

規則 14-3. 人工の機器と異常な携帯品、携帯品の異常な使用

規則 14-3 について以下の修正が行われた。

1. 用具の使用が規則 14-3 の違反となるかどうかを判断する際の統括団体に対する指針の原則が導入された；

2. 明確化のために「携帯品の異常 (unusual) な使用」についてのこれまでの言及が「携帯品の異常 (abnormal) な使用」に変更された
(日本語版は変更なし) ; および
3. 正規のラウンド中の規則 14-3 の最初の違反の罰が競技失格からマッチプレーではそのホールの負け、ストロークプレーでは 2 打の罰、
その後さらにこの規則の違反があった場合に競技失格の罰を適用すると修正された。

規則 18-2. 止まっている球が動かされる：プレーヤーやパートナー、またはそのキャディーや携帯品により

規則 18-2b (アドレスしたあとで動いた球) が削除された。これは、球がアドレスしたあとで動いた場合、規則 18-2 に基づく罰の適用は、単にプレーヤーが球を動かす原因となったかどうかに基づくことになることを意味する。

規則 25-2. 地面にくい込んだ球

次の注が導入された。

1. 球が地面にくい込んだ場合の明確化；および
2. 委員会が地面にくい込んだ球に対する罰なしの救済をスルーザグリーン全域に認めるローカルルールを制定できることの確認。

規則 26-2. ウォーター・ハザード内からプレーされた球

規則が単に明確化のために再構築された。実質的な変更はない。

付属規則

付属規則 I

ローカルルール；競技の条件

ローカルルールに関する以前の付属規則 I (A) と (B) が、特定のローカルルールに関する情報をひとつの場所に規定するために合併された。

付属規則 IV

機器と他の携帯品

距離計測器に関する 5 項が、ローカルルールが距離計測器の使用を認めている場合、プレーヤーがこの規則によって禁止されている他の目的で機器を使用した場合にだけ規則 14-3 の違反とするために修正された。これまでには、このローカルルールを実施している場合、その使用が規則 14-3 の違反となる他の機能を搭載されている距離計測器をした場合、そのような他の機能が実際にプレーヤーによって使用されていたかどうかにかかわらず、規則 14-3 の違反となっていた。

付属規則 II、III、そして IV

用具の適合性や製品提出過程の声明が、付属規則 II、III そして IV との重複をなくすために規則 4、5 そして 14-3 から削除された。この付属規則のこれらの声明を合併する改訂は実質的なものではなく、単に効率的にするためのものである。

アマチュア資格規則

規則 3-1b. チャリティーのための賞金

新しい規則 3-1b は、主催者が事前に統括団体の承認をまず得ることを条件に、アマチュアゴルファーが賞金またはそれと同等のものが組織されたチャリティーに寄付されるイベントに参加できるようにするために導入された。

規則 4-3. ゴルフに関連する費用

新しい規則 4-3 はアマチュアゴルファーが、競技ではないゴルフに関連する活動に対して実費を超えない合理的な費用を受け取ることができることを明確にするために導入された。

規則 9-2b (i). 復帰待ち期間；プロフェッショナリズム

復帰待ち期間に関して推奨されるガイドラインが 6 年以上（以前は 5 年以上）の違反期間の場合は 2 年間の復帰待ち期間とするべきであること、さらに、復帰申請者が賞金のために頻繁にプレーをしていた場合、その申請者の復帰待ち期間を延長すべきかどうかを決定する際は、その競技のレベルとそれらの競技での申請者の結果について考慮されるべきであることを規定するために修正された。

以 上